

244
民生部福祉課

児童扶養・特別児童扶養手当の現況届について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方（支給停止中も含む）は、毎年8月に「現況届」を提出しなければなりません。
現況届を提出されないと支給資格がなくなり、認定請求もできなくなる場合もありますので、必ず届け出をしてください。

《持参するもの》

印鑑・手当証書・世帯全員
の住民票（児童扶養手当のみ）
・平成24年度所得課税証明書（平成24年1月1日現在に安八町に住所がなかった方）
・その他必要な書類（個人によって異なります）

（財）中部電気保安協会
☎88・0188

家庭でも電気の安全点検を！

8月は「電気使用安全月間」です。

高温多湿の夏場は、1年のうちで感電や電気事故の最も多い季節です。このため、経済産業省では8月を「電気使用安全月間」として、全国一斉に電気使用安全を呼びかけ

★チェックポイント

- 傷んだ電線やコードを使用していませんか？
- 洗濯機などにアースが取り付けてありますか？
- 漏電遮断機は取り付けてありますか？
- 1つのコンセントからたくさん電気を使っていますか？
- ご家庭でも安全点検を十分にされ、悪い箇所は早めに直しましょう。

岐阜県環境生活政策課
☎058・272・8204

弁護士等による多重債務相談会の開催について

返しきれない借金の支払いに困っている、利息を払い過ぎていくかもしれない、と悩んでいる方はご相談ください。

◆日時 8月18日（土）
午後1時～4時

◆会場

岐阜県民生活相談センター
（ふれあい福寿会館内）

◆相談料 無料

◆相談方法

- ①面接方式（要予約）
 - ・8月17日（金）締切
 - ②電話方式
 - ・当日時間内に直接会場へお電話ください。
- ☎058・277・1003

大垣 税 務 署
☎78・4101

大垣税務署からの お知らせ

◎平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

これまで個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の営業所得、農業所得（営農組合員も含まれます）、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得金額の合計額に関わらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますのでご覧ください。

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

◆中間申告と納付期限

平成24年8月31日（金）
個人事業者の方で、平成23年の確定申告額（地方消費税額は含みません）が48万円を超える方は消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

私たちのまちがこんなに汚されています



ストップ!! ザ・不法投棄

不法投棄は『しない』『させない』を心がけ、不法投棄の防止に取り組みましょう

不法投棄は、引越して一度に大量のゴミが出たり、「分別が面倒」、「決められた日に出せなかった」、「処分費がもったいない」などモラルを欠いた自分勝手な理由で行われています。このような行為は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”の規定により厳しく処罰されます。

不法投棄を発見した場合は、民生部住民環境課、または大垣警察署へご連絡ください。

【お問い合わせ・連絡先】 民生部住民環境課（内線 251）・大垣警察署生活安全課 ☎78-0111